

地域の支えあいで 高齢者虐待を防ぎましょう！

高齢者支援課 保 (☎438 - 4029)



高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、親族や施設の職員など、高齢者と何らかの人間関係にある者によって高齢者に加えられた行為で、高齢者の心身に深い傷を負わせたり、高齢者の基本的な人権を侵害することをいいます。

なお、高齢者とは一般に65歳以上の市民を指し、高齢者虐待は、発生する環境の違いから家庭内虐待と施設内虐待に大別できます。

次のような行為を高齢者虐待といえます。

- ・たたく、つねる、蹴る、殴る、やけどを負わせる
- ・排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- ・自由に動けなくしたり、意図的に薬を過剰に与える
- ・子ども扱いする、ののしる、悪口を言う、無視する
- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする
- ・必要な医療、介護サービスを受けさせない
- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・おむつを取り換えない、劣悪な住環境の中に放置する
- ・性器への接触、性行為の強要
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する

高齢者虐待は無意識に行なわれることも！

虐待は、介護者が介護により心身ともに疲労し、無意識のうちに行われることもあります。また、気づいても追い詰められていて、歯止めがきかなくなっていることもあります。次のようなことが虐待につながる場合があります。

- ・言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしってしまう。
- ・悪いことを分かってもらうために、たたくなどしてしつけをしている。
- ・認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている。
- ・認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- ・年金手帳、預金通帳などを管理し、本人以外のために使っている。
- ・人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。

高齢者虐待に気づいたら

虐待を発見した人は市町村に通報の義務があるということが、高齢者虐待防止法の中で定められています。

高齢者の虐待は、社会的なサービスを効果的に活用するなど、介護する人の負担を軽くすることで最悪の事態は避けられたのでは、と悔やまれる事例が多くあります。早期に発見し、第三者が介入することで、虐待の深刻化が防げます。虐待かなと思った段階で、1人で抱え込んだり、悩んだりせず、地域包括支援センターなどの専門機関や市町村の相談機関などに相談しましょう。通報した方や、内容については秘密が守られます。

【虐待に関する窓口】

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。介護・健康・福祉・医療や生活に関することなど、悩みや心配事を相談してください（相談無料）

お住まいの地域	支援センター名	電話番号	住所
ひばりが丘北・北町・栄町・下保谷	栄町地域包括支援センター	438 - 7090	栄町3 - 6 - 2 保谷苑内
東町・中町・富士町	富士町地域包括支援センター	451 - 1203	富士町1 - 7 - 69 高齢者センターきらら内
北原町・泉町・住吉町	泉町地域包括支援センター	424 - 1200	泉町3 - 15 - 28 いずみ内
田無町・保谷町	田無町地域包括支援センター	467 - 8850	田無町5 - 5 - 12 田無総合福祉センター1階
緑町・谷戸町・ひばりが丘	緑町地域包括支援センター	461 - 7081	緑町3 - 6 - 1 田無病院内
西原町・芝久保町	西原町地域包括支援センター	451 - 8844	西原町4 - 5 - 6 西原総合教育施設内
南町・向台町	向台町地域包括支援センター	468 - 2340	向台町2 - 16 - 22 フローラ田無内
新町・柳沢・東伏見	新町地域包括支援センター	462 - 1695	新町1 - 11 - 25 緑寿園内

みんなで 築こう 人権の世紀

— 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 —

【人権週間】人権週間とは、「世界人権宣言」が1948年12月10日に国連総会で採択されたことを記念し定められた12月10日＝「人権デー（Human Rights Day）」を最終日とする1週間（12月4日から10日）です。

西東京市のイベント

- ◆人権パネル展
人権の花、人権メッセージなど人権に関する資料を展示します。
時・場12月9日(水)～10日(木)午前10時～午後4時・田無庁舎2階
主催 西東京市人権擁護委員の会、西東京市生活文化課 保 (☎438 - 4040)

都内のイベント

- ◆トーク&コンサートと映画の集い
時・場12月7日(月)午後1時30分～5時10分（1時開場）・ルネこだいら（小平市美園町1 - 8 - 5）
内 トーク&コンサート 川畠成道さん（バイオリニスト）（手話通訳、要約筆記あり）
映画『おくりびと』（字幕付き）
定1,229人
申当日直接会場へ（一時保育の利用は要予約）

主催 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会、小平市協賛 財東京都市人権啓発センター
問東京都総務局人権部 (☎03 - 5388 - 2588)

◆講演と映画の集い
時・場12月9日(水)午後1時30分～5時10分（1時開場）・豊島公会堂（豊島区東池袋1 - 19 - 1）
内 講演 鈴木徹さん（義足のハイジャンパー）
『片足切断からの復活』（手話通訳・要約筆記あり）
映画『おくりびと』（字幕付き）
定802人
申当日直接会場へ（一時保育の利用は要予約）
主催 東京都人権啓発活動ネットワーク協議会、豊島区協賛 財東京都市人権啓発センター
問東京都総務局人権部 (☎03 - 5388 - 2588)

夜間人権ホットライン (☎03 - 5824 - 0841・0842)

人権週間の活動の一環として、弁護士による無料法律相談を実施します。人権侵害などに関する困りごとがありましたらご相談ください（秘密厳守）
時12月4日(金)午後5時～8時（相談時間：10分程度）
問財東京都市人権啓発センター（ ☎03 - 3871 - 0212・03 - 3876 - 5373 ）

無料 外国人のためのリレー専門家相談会

相談には8か国語の通訳ボランティアが付き添います。
時・場12月12日(土)午後1時～3時30分・きらっと
◆弁護士、行政書士、社会保険労務士、臨床心理士による相談
国際結婚・離婚、ビザ、在留資格、精神的な悩み、ストレスなどに関すること
◆市の職員による相談
市民税、子育て、教育・DV、女性の悩みに関すること
【通訳言語】
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フランス語、タガログ語、ロシア語、イタリア語
共催
NPO法人西東京市多文化共生センター（NIMIC）東京国際交流委員会、東京外国人支援ネットワーク
生活文化課 保 (☎438 - 4040)



Professional Consultation for Foreign Residents (Free of Charge)

Date: Saturday, December 12, 2009, 13:00-15:30
Place: Nishitokyo City, Minami-cho Sports & Culture Center "Kiratto" 2nd floor. (Access: a 3-minute walk from the South Exit of Tanashi Station, Seibu-Shinjuku Line)
*Consultation with Experts, including Lawyers, Administrative Scriveners, Certified Social Insurance Labor Consultants, Clinical Psychologists, Feminist Counselors, and City Hall Officials.
*Please feel free to consult with experts about any problems you have, and get all the information you need.
*On First-come- first- served basis. No Appointment Necessary.
*Strict Protection of Confidentiality.
*If you request a volunteer interpreter, he/she is with you at the consultation.
*Language available: English, Chinese, Korean, Spanish, French, Tagalog, Russian and Italian.